

第3部会における協議事項等

会派名	執行機関の監視評価のあるべき姿について
自民党	今までの監視・評価の不十分なところを洗い出し討議する。
民主党	<p>1 二元代表制の一翼を担う議会には、市民の負託にこたえ適正な市政運営が行われているかを、市民本位の立場から監視・評価する責務がある。</p> <p>2 地域主権(分権)が進められ地方自治体の権限が強化される時代において、議会には、市長・執行部に対する監視・評価の機能をより強化していくことが求められる。</p> <p>3 市長提出議案、予算、決算等について、本会議・常任委員会・特別委員会における審議の過程において課題・論点を明らかにしながら議決をもって可否を決定する。また、改善・修正を求めることができる。</p> <p>4 行財政運営全般について、本会議における一般質問・代表質問・質疑・代表質疑・討論、また常任委員会、特別委員会における質疑・意見表明により、市民が納得できる市政運営が行われているかを監視・評価しなければならない。</p> <p>5 行財政運営全般について、会議外においても、議会あるいは議員は現地確認、調査を行い、適切に監視・評価しなければならない。</p> <p>ア 議員間討議の拡充(本会議・常任委員会・特別委員会) イ 執行部への反問権の付与(本会議) ウ 議長への議会招集権の付与(本会議) エ 一問一答方式の導入(常任委員会) オ 決算・予算審査の見直し カ 年2回あるいは通年議会への会期の見直し キ 議会の付属機関・諮問機関設置</p>
公明党	<p>議会の審議等により、執行機関に対する監視機能が発揮されている中であって、その機能の強化については、様々な角度から考えられるものである。</p> <p>ア 議会の招集権……議長への招集権の付与 イ 議会の会期……通年議会 ウ 専決処分の抑制、議決事件の拡大 エ 公会計制度の改革 オ 反問権を含めた議会の質問のあり方 カ 常任委員会の審議のあり方 キ 決算・予算審査の拡充 ク 議会事務局の拡充(法務・調査スタッフの拡充) ケ 予算・決算説明書を議員が読み込みやすいものに改善</p>
共産党	<p>1 提案する千葉市議会のためにチェック機能をしっかり果たすことが求められる。そのために議会は住民の立場で二元代表制のもとチェック・アンド・バランスの関係を保ちながら地方自治の民主的な発展を図る。</p> <p>2 市長の進める行政に対して住民の要求や利益、または自治体としての使命にかなっているかどうかを第1の基準として与党野党を問わず判断することである。</p> <p>3 そこで議員の発言制限をなくして発言の自由を保障する、そのためにも議会のバリアフリー化を行い議員の権利を最大限保障する議会運営を行う。</p> <p>ア 議会として責務を果たすために提案型の一般質問を行う(代案や解決策を示しての質問へ) イ 質問席を市長の前において一問一答の形式で行う。 ウ 議員同士で討論を行う議会にして深い討論ができる議会にする。 エ 住民とともに活動する議会にするために、請願・陳情を区別しないで扱う。 オ 議会の情報全面的な公開、委員会の傍聴を完全に自由にする。 カ 請願・陳情などの難解な議会用語を市民にわかりやすくする。 キ 公聴会、参考人制度の積極的な活用、議員の地域懇談会などの開催 ク 住民の地域協議会などの自治制度の充実を図り連携する ケ 議員はあくまで清潔で、常に住民の中に飛び込んで住民の声や心や知恵をつかみ、それを議員の声、心、知恵として力づくよく代表する心構えが必要(議員必携)</p>
未来創造ちば	<p>1 議会が執行部の監視をどこまでできるか、意識の共有化を図る必要がある。</p> <p>2 事業の見える化がどこまでできているか。</p> <p>3 議会全体として執行部への意思表示が不十分ではないか。</p> <p>ア 政策評価シート イ 議会による事業仕訳 ウ 合意形成、1本化をするために「論点」を整理し議論する。</p>
無所属	<p>昨今の市民による、議会改革への期待の高まりは、裏を返せば議会による執行機関への監視が十分機能していないことの表れであるとも言える。</p> <p>また二元代表制の一翼を担う議会は、地方分権が進められる時代であることも踏まえ、これまで以上に大きな役割を果たし、存在感を高めていく必要がある。</p> <p>そのため、今までの監視・評価の不十分なところを洗い出し、また更に議会の監視機能を向上させる具体的な仕組みを検討する。</p> <p>ア 参考人の意見聴取・証人喚問(本会議・委員会) イ 議員が評議員となつての、事業仕分けの実施(その他) ウ 議員同士の討議の充実(委員会等) エ 答弁者の慣例撤廃(全て) オ 一問一答方式の導入(委員会) カ 執行部に対峙した質問席の設置(本会議・委員会) キ 議長への議会招集権の付与 ク 決算・予算審査の充実、説明書の改善 ケ 議会事務局の調査研究機能強化、諮問機関設置</p>